

令和7年度 いじめ防止基本方針

奄美市立崎原小中学校

【学校教育目標】

心も体もたくましく、創造性に富み、進んで学び続ける、人間性豊かな児童・生徒の育成

家庭・地域との連携

- ・ P T A 総会
- ・ 学級 P T A
- ・ 校区子ども会
- ・ 子ども 110 番の家
- ・ 崎原町内会

【崎原小中学校いじめ対策委員会】

いじめ防止等に対する措置を実効的に行うため、組織的な対応を目的とする。

<組織構成>

校長，教頭，生徒指導係，教務係，教育相談係，養護教諭，その他必要に応じた関係者及び外部専門家等

関係機関との連携

- ・ 市教育委員会
- ・ 市外指連
- ・ 警察署
- ・ 民生委員
- ・ 安全モニター

○教育活動の重点

- ・ 児童生徒理解
といじめについての情報共有と共通実践
- ・ 自立を目指す個に応じた計画と積極的な教育相談
- ・ 全職員一丸となった指導態勢の確立と推進
- ・ 学校生活の規律・基本的生活習慣の育成

○児童生徒の主 体的な活動

- ・ 集会活動の充実

【いじめの防止】

<教職員の取組>

- ・ 児童生徒理解の時間
- ・ 家庭訪問，教育相談
- ・ アンケート調査
- ・ いじめに係る研修
- ・ 道徳教育の充実
- ・ 生徒指導ハンドブックの活用
- ・ ポチッとあまみ

<児童生徒の取組>

- ・ 学級会活動
- ・ 児童生徒総会，集会活動
- ・ 縦割りの交流

<保護者の取組>

- ・ 校区内補導
- ・ 教育講演会
- ・ 生活リズム点検

【いじめの早期発見】

<教職員の取組>

- ・ 児童生徒理解の時間
- ・ 日常観察，教育相談
- ・ アンケート調査
- ・ 道徳教育の充実
- ・ ポチッとあまみ

<児童生徒の取組>

- ・ 学級会活動
- ・ 児童生徒会
- ・ 集会活動

<保護者の取組>

- ・ 校区内補導
- ・ 積極的声掛け
- ・ 生活リズム点検

【いじめに対する措置】

<教職員の取組>

- ・ 情報収集や実態把握，関係機関との連携
- ・ 被害児童生徒への対応と今後の対策

<児童生徒の取組>

- ・ 児童生徒総会，集会

<保護者の取組>

- ・ 校区内補導
- ・ 積極的声掛け

○生徒指導体制

- ・ いじめ対策委員会を中心に
した職員間の連携強化
- ・ 職員会議後の児童生徒理解の時間や学部会，GL での共通理解と共通実践
- ・ 家庭や地域，関係機関との連携強化

○相談体制

- ・ 誰でも相談を受け入れる雰囲気
の醸成
- ・ 児童生徒や保護者対象の相談週間（年3回）
- ・ 教育相談全体会

○職員研修の重点

- ・ 生徒指導事例研修
- ・ 人権同和教育
- ・ 道徳教育

【組織構成】

組 織 名： 崎原小中学校いじめ対策委員会
 メンバー： 校長，教頭，生徒指導係，教務係，教育相談係，養護教諭，その他必要に応じた関係者及び外部専門家等

【年間計画】

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童・生徒会活動	情報モリ関連	教育相談	職員研修
4	年間及び1学期の活動計画の検討	生徒指導連絡会 いじめアンケートの実施	「いじめ問題を考える週間」の実施		各教科における指導計画の確認	3者面談	学校基本方針の確認 具体的な対応の在り方
5	実態に基づいた対策等の検討	「学校案しいーと」の活用 生徒指導連絡会 生徒指導ハンドブックの活用		児童生徒総会 集会活動	児童向け全体指導	個人面談	仲間づくりの在り方 家庭との連携の在り方 生徒指導委員会
6		生徒指導連絡会		集会活動		教育相談週間 (児童・生徒)	
7	1学期の取組の反省(学校評価)	生徒指導連絡会		集会活動	携帯・ネット利用 実態調査		生徒指導事例研修
8	1学期の取組の反省 2学期の活動計画の検討						仲間づくりの在り方
9	実態に基づいた対策等の検討	生徒指導連絡会	「いじめ問題を考える週間」の実施	集会活動			生徒指導委員会
10		生徒指導連絡会 「学校案しいーと」の活用 生徒指導ハンドブックの活用		集会活動		アンケートをも とに個人面談	
11	心の教育の日「全学級道徳授業参観」	生徒指導連絡会 いじめアンケートの実施		集会活動	保護者向け教育講演 会	教育相談(保護 者)	
12	2学期の取組の反省(学校評価)	生徒指導連絡会	人権旬間の取り組み	集会活動	モラルマナー「トラ ブル防止」		
1		生徒指導連絡会 「学校案しいーと」の活用 生徒指導ハンドブックの活用		児童集会	モラルマナー「情報 の吟味・判断」	教育相談週間 (児童・生徒)	
2		生徒指導連絡会 いじめアンケートの実施		集会活動	保護者向け啓発研修	アンケートをも とに個人面談	生徒指導委員会
3	年間の反省(学校評価) 次年度活動計画案検討と作成 学校評価	生徒指導連絡会		集会活動			

【崎原小中学校におけるいじめの防止等の対策に関する基本理念】

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として行います。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することもないようにします。いじめの防止等の対策は、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように行います。

一方で、児童生徒は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として、関係を調整しつつ課題を解決していくことになります。

学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしていきたいと考えています。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもとに取り組んでまいります。